

令和3年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会会議録
目 次

第 1 号（8月20日）

招集告示	1
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
構成市職員出席者	4
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
諸般の報告	5
管理者就任挨拶	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
管理者招集挨拶	6
議長辞職の件	7
議長の選挙	8
副議長の選挙	9
議案第1号	10
議案第2号	11
閉会の宣告	22

◎ 招 集 告 知

柏、白、鎌環組第163号
令和3年8月10日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員 各位

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会
議 長 植 村 博

令和3年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会の招集に
ついて（通知）

本日、管理者から令和3年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会を招集する告
示をした旨の通知がありましたので、告示の写し等を送付します。

なお、当日は、午後3時00分までに議場に参集願います。



◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第7号

令和3年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会を次のとおり招集する。

期 日 令和3年8月20日
場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
アクアセンターあじさい2階会議室

令和3年8月10日
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
管 理 者 芝 田 裕 美

令和3年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会

令和3年8月20日（金）

午後3時開会

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 令和3年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）

日程第4 議案第2号 令和2年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のほかに次の事件を付した

議長辞職の件

議長の選挙

副議長の選挙

出席議員（12名）

1番	後 関 俊 一	議員	2番	広 沢 修 司	議員
3番	村 越 誠	議員	4番	宗 川 洋 一	議員
5番	小 田 川 敦 子	議員	6番	円 谷 憲 人	議員
7番	小 易 和 彦	議員	8番	田 中 和 八	議員
9番	日 下 み や 子	議員	10番	土 屋 裕 彦	議員
11番	植 村 博	議員	12番	塚 本 竜 太 郎	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管 理 者	芝 田 裕 美 君
副 管 理 者	秋 山 浩 保 君
副 管 理 者	笠 井 喜 久 雄 君
監 査 委 員	河 合 謹 爾 君
会 計 管 理 者	押 切 良 雄 君

事務局 長	若 泉 哲 也 君
事務局 次 長	有 泉 亨 君
総 務 課 長	今 井 修 一 君
あ じ さ い 所 長	有 泉 亨 君
し ら さ ぎ 所 長	笠 井 雅 之 君
周 辺 整 備 室 長	小 林 一 秀 君

構成市職員出席者

柏市廃棄物政策課長	原 晃 一
白井市環境課長	鈴 木 教 之
鎌ヶ谷市クリーン推進課長	中 川 聡

事務局職員出席者

総務課長補佐(事)庶務係長	栗 原 稔
---------------	-------

午後 3時00分 開 会

◎開会の宣告

○議長（植村 博議員） 皆さん、こんにちは。本日はご多忙の中ご参集いただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和3年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 令和3年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）、議案第2号 令和2年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について、以上2件であります。配付漏れがないか、お調べ願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎諸般の報告

○議長（植村 博議員） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎管理者就任挨拶

○議長（植村 博議員） 次に、本年7月27日より、芝田裕美管理者が就任しておりますので、自席にてご挨拶をお願いいたします。

○管理者（芝田裕美君） このたび管理者に就任をいたしました芝田裕美でございます。ごみ処理及びし尿処理において、遅滞なく行っていくとともに、周辺整備につきましても着実に進めてまいりたいと考えております。皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（植村 博議員） 管理者、ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（植村 博議員） それでは、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、8番、田中和八議員、9番、日下みや子議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（植村 博議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植村 博議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎管理者招集挨拶

○議長（植村 博議員） それでは、ここで管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。

○管理者（芝田裕美君） 令和3年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今定例会におきましてご審議いただきます案件は、議案2件でございます。これら議案の説明に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

初めに、さわやかプラザ軽井沢では、平成30年度に実施した劣化診断におきまして、浴室天井落下の危険性の診断を受けたことから、落下防止のための暫定措置を実施した上で設計を進めてまいりました。このたびこの設計に基づく恒久的な対策としての改修工事を実施するに至りました。工事に伴い、令和3年10月から2か月程度の期間、浴室のみ運営を休止いたしますが、早期の再開を目指し、利用者の皆様が安心して利用していただけるよう努めてまいります。

次に、先月7月30日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言の対象地域として千葉県が追加されたことを受け、さわやかプラザ軽井沢及び藤ヶ谷ふれあいセンターでは、8月2日から9月12日までの期間、20時までの時間短縮営業や利用人数制限等を行っております。開館に当たりましては、感染拡大防止策を徹底し、利用者が安全に、安心して利用できるよう努めているところであります。

また、住民が生活を維持するために不可欠な廃棄物処理業務につきましては、業務が滞ることのないよう、住民の皆様をはじめ関係する廃棄物処理業者や各事業者への協力を求め、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理を行えるよう対策を講じるとともに、事業の継続に努めているところであります。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして、順次ご説明させていただきます。

初めに、議案第1号 令和3年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）につきましては、令和3年度予算の歳入歳出にそれぞれ4,272万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を56億7,923万8,000円とするとともに、都市公園整備事業について繰越明許費を追加しようとするものでございます。

次に、議案第2号 令和2年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定につき

ましては、監査委員の意見を付して、その認定を求めようとするものでございます。

決算の主な内容でございますが、歳入決算額は33億9,439万8,777円、歳出決算額32億7,215万7,633円で、歳入歳出差引額は1億2,224万1,144円で、令和3年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支額は1億2,122万8,484円となっております。

続きまして、主要な施策の成果のうち主なものについてご説明申し上げます。

初めに、アクアセンターあじさいにつきましては、計画的な搬入、設備の修繕、清掃等を実施し、昨年度は年間約3万379トン、1日当たり約125トンのし尿及び浄化槽汚泥を適切に処理いたしました。

次に、クリーンセンターしらさぎにつきましては、計画的な焼却、設備の修繕等を実施し、昨年度は年間約3万4,804トン、1日当たり約116トンの燃やすごみ及び可燃性粗大ごみの搬入がありました。

次に、周辺整備事業につきましては、廃棄物処理施設の周辺の環境整備のほか、都市公園第1期整備に関わる用地取得を完了し、今年度事業として整備工事の発注に向けて準備を進めております。

なお、さわやかプラザ軽井沢につきましては、昨年度は新型コロナ対応として、臨時休館や利用者数の制限を実施したことが影響し、前年度比18万9,513人減の9万5,851人、1日当たり364人の利用にとどまっております。

今後も組合施設の適切な管理、運営を行うとともに、安定操業に向け努力してまいる所存でございます。

以上がこのたびご提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（植村 博議員） それでは、ここで暫時休憩いたします。

午後 3時09分 休憩

午後 3時10分 再開

○副議長（塚本竜太郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど本日付をもちまして、植村博議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（塚本竜太郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎議長辞職の件

○副議長（塚本竜太郎議員） 議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、植村博議員の退席を求めます。

〔11番 植村 博議員退席〕

○副議長（塚本竜太郎議員） 職員をしてその辞職願を朗読いたさせます。

〔事務局次長朗読〕

辞 職 願

私儀、今般一身上の都合により、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議長の職を辞職いたしたいので、許可くださるようお願いいたします。

令和3年8月20日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会副議長 塚 本 竜太郎 様

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議長 植 村 博

○副議長（塚本竜太郎議員） お諮りいたします。

植村博議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（塚本竜太郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、植村博議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

植村博議員の除斥を解きます。

〔11番 植村 博議員着席〕

○副議長（塚本竜太郎議員） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、議題することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（塚本竜太郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎議長の選挙

○副議長（塚本竜太郎議員） 議長の選挙を議題といたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（塚本竜太郎議員） ご異議なしと認め、指名推選とすることに決定いたしました。

いかが取り計らいましょうか。

〔「副議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（塚本竜太郎議員） 土屋議員。

○10番（土屋裕彦議員） 議長には柏市の塚本竜太郎副議長を推薦いたします。

○副議長（塚本竜太郎議員） ただいま私、塚本竜太郎が議長に推薦されました。

お諮りいたします。塚本竜太郎を議長として当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（塚本竜太郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、私、塚本竜太郎が議長に当選いたしました。

私は当選を受諾いたします。

○議長（塚本竜太郎議員） このたび議長にご推薦いただきました塚本竜太郎です。皆様の代表として、公平かつ公正な議事運営に努めてまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（塚本竜太郎議員） この際、私、塚本竜太郎が議長に就任したことにより副議長が欠員となったため、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本竜太郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎副議長の選挙

○議長（塚本竜太郎議員） 副議長の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本竜太郎議員） ご異議なしと認め、指名推選とすることに決定いたしました。

いかが取り計らいましょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本竜太郎議員） 土屋議員。

○10番（土屋裕彦議員） 副議長には白井市の田中和八議員を推薦いたします。

○議長（塚本竜太郎議員） ただいま田中和八議員が副議長に推薦されました。

お諮りいたします。田中和八議員を副議長として当選人とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本竜太郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、田中和八議員が副議長に当選いたしました。

副議長に当選されました田中和八議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

田中和八副議長より自席にてご挨拶をお願いいたします。

○副議長（田中和八議員） 副議長にご指名いただきました白井市議会の田中和八でございます。塚本議長の下、精いっぱい務めさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（塚本竜太郎議員） ありがとうございます。

◎議案第1号

○議長（塚本竜太郎議員） 日程第3、議案第1号 令和3年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 令和3年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額56億3,651万6,000円に歳入歳出それぞれ4,272万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を56億7,923万8,000円とするほか、繰越明許費の追加を行おうとするものでございます。

初めに、第1表、歳入歳出予算補正でございますが、歳入では6款1項繰越金を4,272万2,000円増額補正するものでございます。

次に、歳出では、2款1項総務管理費を200万7,000円減額、3款1項清掃費を454万8,000円減額、5款1項基金費を4,927万7,000円増額し、全体で4,272万2,000円増額補正するものでございます。

こうしたことから、当初の歳入歳出予算56億3,651万6,000円を、歳入歳出それぞれ56億7,923万8,000円とするものでございます。

次に、第2表、繰越明許費補正でございますが、繰越明許費を追加する事業名につきましては都市公園整備事業で、金額は2億600万円とするものでございます。

都市公園整備事業につきましては、財源として見込んでいた社会資本整備総合交付金の内示額が当初見込額を下回り、交付金に見合った工事内容とするため修正設計を行ったところでございますが、修正設計等に時間を要し、年度内での工事完了が難しくなったこと、また工事には適正な工期を確保する必要があることから、繰越明許費を追加しようとするものでございます。

以上で議案第1号 令和3年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）の説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（塚本竜太郎議員） 質疑につきましては、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

議案第1号につきましては、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号を可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（塚本竜太郎議員） 起立全員でございます。

よって、議案第1号 令和3年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）は、可決することに決定いたしました。

◎議案第2号

○議長（塚本竜太郎議員） 日程第4、議案第2号 令和2年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 令和2年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

歳入歳出決算書の2ページ、3ページの一番下の合計欄を御覧ください。歳入歳出の予算額につきましては、ともに33億9,512万3,000円でございます。

歳入決算額は33億9,439万8,777円で、予算額に対して72万4,223円の減、収入率は99.98%でございます。

歳出決算額は32億7,215万7,633円で、予算額に対して1億2,296万5,367円の減、執行率は96.38%でございます。

歳入歳出差引残高は、1億2,224万1,144円でございます。

次に、4ページ、5ページを御覧ください。歳入決算額について、1款から8款までを款ごとにご説明いたします。

1款分担金及び負担金は、し尿処理事業、ごみ処理事業及び周辺整備事業等、諸事業の執行に伴う組合構成団体からの負担金でございます。予算現額、調定額及び収入済額は、ともに26億5,803万2,000円でございます。

2款使用料及び手数料は、自動販売機、電柱、さわやかプラザ軽井沢等の行政財産使用料、藤ヶ谷ふれあいセンターの多目的施設使用料並びにし尿及びごみの手数料収入でございます。予算現額2億9,073万1,000円に対し、調定額及び収入済額ともに2億8,849万5,177円で、予算現額と収入済額との比較は223万5,823円の減でございます。減収の主な要因は、コロナ禍の影響により、行政財産使用料では還元施設行政財産使用料の飲食がなくなったこと、手数料ではごみ手数料の一般廃棄物処理手数料（可燃）が当初見込より減少したことによるものでございます。

3款国庫支出金は、ごみ処理費補助金及び周辺整備費補助金で、予算現額1億71万9,000円に対し、調定額及び収入済額ともに8,533万1,653円で、予算現額と収入済額との比較は1,538万7,347円でございます。減収の主な要因は、ごみ処理費補助金については契約差金により事業費が減少したことによるもので、周辺整備費補助金については社会資本整備総合交付金が要望額に満たなかったことによるものでございます。

4 款財産収入は、周辺地域整備基金の運用に伴う定期預金利子で、予算現額3,000円に対し、調定額及び収入済額は、ともに3,416円でございます。

5 款繰入金は、財政調整基金及び周辺地域整備基金を取り崩したもので、予算現額、調定額及び収入済額は、ともに4,038万5,000円でございます。

6 款繰越金は、前年度の繰越金で、予算現額 1 億4,191万4,000円に対し、調定額及び収入済額は、ともに 1 億4,191万3,728円で、予算現額と収入済額との比較では272円の減となっております。

7 款諸収入は、各課事業に係る雑入で、予算現額2,633万9,000円に対し、調定額及び収入済額は、ともに6,313万7,803円で、予算現額と収入済額との比較では3,679万8,803円の増となっております。増収の主な要因は、容器包装リサイクル協会からのペットボトル有償入札拠出金の収入によるものでございます。

8 款組合債は、一般廃棄物処理事業債及び公共事業等債で、予算現額 1 億3,700万円に対し、調定額及び収入済額は、ともに 1 億1,710万円で、予算現額と収入済額との比較では1,990万円の減となっております。減収の主な要因は、一般廃棄物処理事業債では施設延命化対策事業の契約差金により、事業費が減少したことに伴い起債額が減少したこと、公共事業等債では都市公園整備事業における社会資本整備総合交付金が減少したことに伴い、起債額が減少したことによるものでございます。

以上によりまして、歳入合計は予算現額33億9,512万3,000円に対し、調定額及び収入済額は、ともに33億9,439万8,777円で、予算現額と収入済額との比較は72万4,223円の減となっております。

なお、歳入決算の事項別明細につきましては、10ページから21ページの記載のとおりでございます。

次に、歳出決算額についてご説明いたします。6 ページ、7 ページを御覧ください。1 款議会費は、予算現額226万3,000円に対し、支出済額155万5,131円、不用額は70万7,869円で、主な要因は組合議会視察研修を実施しなかったことによるものでございます。

2 款総務費は、予算現額8,487万3,000円に対し、支出済額8,234万9,599円、不用額は252万3,401円で、主な要因は一般職員人件費の支出の減少や委託料及び備品購入費の契約差金などによるものでございます。

3 款衛生費は、予算現額30億7,919万8,000円に対し、支出済額29億7,946万7,369円、翌年度繰越額 1,938万660円、不用額8,034万9,971円でございます。不用額の主な要因につきましては、し尿処理費では焼却用灯油単価が当初見込額より下落したこと、電気使用料が当初見込みより減少したこと、また修繕料や委託料の契約差金などによるもので、ごみ処理費では電気使用料が当初見込額を下回ったこと、定期分析業務委託の契約差金が発生したことによるものでございます。なお、ごみ処理費では継続費を設定した施設延命化対策事業で1,938万660円を逐次繰越ししております。共同化処理費では、精密機能検査業務委託などの契約差金などにより、周辺整備費ではさわやかプラザ軽井沢の修繕料に係る契約差金や都市公園整備事業の公有財産購入費において、令和元年度分社会資本整備総合交付金の追加交付に伴う購入予定地の一部を、令和元年度に前倒し購入したことなどによるものでござい

す。

4 款公債費は、平成26、27年度に実施したダイオキシン類対策事業及び令和元年度の都市公園整備事業に係る地方債償還金でございます。予算現額 1 億4,169万6,000円に対し、支出済額 1 億4,169万3,390円、不用額は2,610円でございます。

5 款諸支出金は、財政調整基金と周辺地域整備基金への積立金でございます。予算現額6,709万3,000円に対し、支出済額6,709万2,144円、不用額は856円でございます。

6 款予備費につきましては、当初3,000万円で予算計上いたしましたが、周辺整備費に1,000万円を充当したことから、不用額は2,000万円でございます。

以上によりまして、歳出合計は予算現額33億9,512万3,000円に対し、支出済額は32億7,215万7,633円、翌年度繰越額1,938万660円、不用額は 1 億358万4,707円でございます。

なお、歳出決算の事項別明細につきましては、22ページから55ページに記載のとおりでございます。

次に、59ページを御覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は 1 億2,224万1,000円、翌年度へ繰り越すべき財源として継続費繰次繰越額 101万3,000円、実質収支額は 1 億2,122万8,000円でございます。

次に、62ページ、63ページを御覧ください。財産に関する調書でございます。1 の公有財産につきましては、土地については7,591.85平方メートルの増となっており、建物の増減はありません。

2 の物品につきましては、決算年度中に小型乗用車を 1 台買い換えましたが、決算年度中の増減はありません。

3 の財政調整基金につきましては、2,906万9,000円の増となり、決算年度末現在の残高は 1 億8,728万8,000円となっております。

また、4 の周辺地域整備基金につきましては、236万2,000円の減額となり、決算年度末現在の残高は2,452万2,000円となっております。

なお、主要な施策の成果につきましては、配付のとおりでございます。

以上で令和 2 年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（塚本竜太郎議員） ありがとうございます。

次に、河合監査委員より本決算監査について報告を求めます。

○監査委員（河合謹爾君） 監査委員報告、令和 3 年 8 月 20 日。令和 2 年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合決算審査について報告いたします。

去る 7 月 14 日に、一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況について審査を行いました。一般会計歳入歳出決算については、歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等について審査を行いました。審査に当たっては、現金出納検査の結果を踏まえ、関係帳簿の調査及び職員より説明を聴取して審査を行いました。

審査の結果は、お手元に配付してあります決算審査意見書の1ページ、第4、審査の結果に記述のとおりでございます。審査に付された書類は、いずれも法令の様式に合致し、その計数は正確であることを認めました。また、財産の管理についても、各台帳等に基づき適切に管理されていることを認めました。今後とも事業の推進に当たり、経費の節減に努めるとともに最大の効果を得られるよう、なお一層の努力を要望いたします。

基金運用状況の審査結果については、決算審査意見書の19ページ、第4、審査の結果に記述のとおりでございます。関係書類と符合し正確であり、適切に運用されていることを認めました。

以上、監査委員報告といたします。

○議長（塚本竜太郎議員） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑の開始に当たり議長からお願い申し上げます。発言者におかれましては、議案質疑は3問制で行います。答弁者におかれましては、的確、簡明な答弁に努められますようお願いいたします。

事前に通告のありました日下議員、小田川議員について質疑を認めます。

初めに、日下議員の質疑を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） 皆さん、こんにちは。柏市議会、共産党の日下みや子です。よろしくお願ひします。それでは、議案第2号について質問します。先ほど執行部からの説明があつて認められる部分もあるのですけれども、通告したとおり行いますので、ご答弁お願ひします。

第1に、当初予算額に対して決算額が増額及び減額された事業等について、その理由を伺いたしたいと思います。1点目ですけれども、決算書の13ページ、歳入ですが、使用料の周辺整備分として276万5,448円が計上されております。これは当初予算額483万6,000円に対して約228万円の減額です。減額の理由を説明してください。

2点目、決算書の31ページ、歳出です。し尿処理費の不用額2,480万5,150円の内容と理由についてご説明ください。

3点目、37ページの歳出になります。クリーンセンターしらさぎの管理運営に要する経費の光熱水費が、予算額の1億5,576万3,000円から1億3,751万551円に、約1,825万円減額されております。どのような事情によるものか伺います。

4点目、決算書の43ページの歳出です。周辺整備費の一般職人件費が、予算額で4,468万5,000円から3,560万5,012円へ、約907万円減額となっておりますが、その理由について、以上の4点お示しいただきたいと思ひます。

2つ目に、決算書の39ページ、施設延命化対策事業として9,419万2,340円が計上されております。この事業は、令和2年8月定例会において可決された工事で、総事業費が36億5,530万円の事業です。事業の進捗状況についてお示しください。

第3に、決算書の45ページ、さわやかプラザ軽井沢の維持管理運営に要する経費に関して伺います。47ページに指定管理料1億2,187万70円が計上されております。1点目、この指定管理者の収支決算はどうか、ご説明ください。

2点目、同じく47ページ、損失保証金1,054万2,900円が計上されております。その内訳をお示しくください。

3点目、毎年行っている利用者アンケートの状況について、その特徴をお示しいただきたいと思えます。

第4に、決算書47ページ、48ページの都市公園整備事業について、令和2年度末における実績を伺います。1点目、用地取得面積、2点目、整備面積、3点目、事業費についてご説明いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 日下議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、当初予算額と比較して、増減の理由でございました。最初に、使用料の周辺整備分の減額の理由でございませう。減収の主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策として、さわやかプラザ軽井沢臨時休館等の利用制限を実施したことによるもので、具体的には利用者の大広間での長時間滞留及び飲食中の飛沫による感染リスクの懸念から、飲食コーナーの利用を休止したことなどによるものでございませう。

次に、し尿処理費に不用額2,480万5,150円が生じた主な要因でございませう。3款1項1目し尿処理費に係る不用額2,480万5,150円の主な要因につきましては、10節の需用費におきまして不用額2,130万5,247円が発生したことによるものでございませう。この需用費における不用額の主なものといたしましては、まず燃料費では令和2年度当初予算編成時におきまして、灯油単価を令和元年4月から8月分契約単価の平均77円で予算計上いたしましたところ、令和2年度1年間の契約平均単価が59.5円であったことから、不用額が998万円発生してございませう。

修繕料では、契約差金により不用額472万6,000円が発生いたしました。また、光熱費でございませうが電気料金には燃料費調整単価が含まれてございませう。この燃料費調整単価は、原油や液化天然ガスなどの価格変動を勘案したものでございませうして、令和2年度当初予算では燃料費調整単価をマイナス1.58円で見込んでおりましたが、実績では令和2年度の1年間の平均でマイナス3.55円となったことから、不用額349万2,489円が発生したところでございませう。

次に、クリーンセンターしらさぎの管理運営に要する経費の光熱水費の不用額についてでございませう。3款1項2目クリーンセンターしらさぎの管理運営に要する経費の光熱水費では、し尿処理費同様、燃料費調整単価が想定より低かったことから、予算現額1億5,369万405円に対して決算額1億

3,751万551円で、不用額が1,617万9,854円となりました。

次に、周辺整備費の一般人件費の不用額約900万円についてでございます。当初予算編成時点では、周辺整備室は5人配置することを見込み、4,468万5,000円を計上しておりましたが、その後、令和2年度組合事業等を勘案いたしまして組織内での人員配置を見直し、1人減の4人配置となったことから、当初予算額との比較で900万円の差額が生じました。したがって、令和2年組合議会8月定例会におきまして、人件費補正を行ったところでございます。

ご質問の2点目、施設延命化対策事業の進捗状況についてお答えいたします。令和2年度から令和4年度までの3か年の継続事業といたしまして実施しております施設延命化対策事業でございますが、初年度となる令和2年度は1系焼却設備の吸じん装置及び焼却炉等の工事が計画どおり完了し、年度末の進捗率は3%となっております。なお、本年度は2系焼却設備の改修工事に着手しております。令和3年度末時点では進捗率約66%になる予定でございます。

ご質問の3点目、さわやかプラザ軽井沢の維持管理運営に要する経費についてお答えいたします。最初に、指定管理者の収支決算でございますが、収入として指定管理料、損失補償金及び利用料金等、支出といたしまして維持管理運営経費、ともに1億6,587万1,921円となっております。

次に、損失補償金1,054万2,900円の内訳でございますが、この損失補償金につきましては、新型コロナ禍における臨時休館等の利用制限等により利用料収入が減収いたしましたことから、施設の維持管理に要した経費1億6,587万1,921円から利用料金等収入3,332万9,021円及び指定管理料1億2,200万円を差し引いた1,054万2,900円を補償金として支出したものでございます。

次に、令和2年度の利用者アンケートの状況でございますが、総合的満足度ではおおむね良好な評価をいただいているところでございます。

ご質問の4点目、都市公園整備事業における令和2年度末までの実績についてお答えいたします。最初に、用地取得面積でございますが、計画用地取得面積5ヘクタールのうち、約1.2ヘクタールを取得しております。取得済み用地の内訳といたしましては、第1整備エリアが1ヘクタール、第2整備エリアが約0.2ヘクタールとなっております。

次に、整備面積でございますが、本年度より整備に着手いたしますので、整備実績はございません。

最後に、事業費についてでございますが、総事業費約20億6,000万円のうち、令和2年度末までに用地費に約1億4,000万円、測量費等その他として約4,000万円、合計で約1億8,000万円を執行しているところでございます。

以上でございます。

○議長（塚本竜太郎議員） 第2問、日下議員。

○9番（日下みや子議員） さわやかプラザ軽井沢の維持管理運営に関して伺います。1点目、決算書では指定管理者が実施している自主事業の施設使用料が、飲食では予算189万1,000円に対して、決算ではゼロです。これは1年間営業をしていなかったということです。また、ヘアカットも予算では

76万2,912円に対し、決算では33万1,000円と減額になっています。令和2年度の自主事業の営業実態はどのようなものだったのか、説明をお願いします。

2点目、自主事業は、今年度はどのように運営されているのでしょうか。

3点目、当施設が休館であった令和2年度4月1日から6月1日までの指定管理者の従業員の人件費はどうなっていたのでしょうか。収支報告書の人件費に雇用調整助成金は含まれているのでしょうか。金額は幾らでしょうか。

次に、周辺整備費の人件費について伺います。900万円の減額は、組織内の人員配置の見直しによることですが、なぜ、どこに配置されたのか。また、周辺整備室は1人減によって経営に支障を来すことはないのか。

次に、施設延命化対策事業についてです。総事業費36億5,000万円の事業費は、計画内で済むのでしょうか。膨らむことはないか、その見通しを伺いたいと思います。ご答弁ください。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

周辺整備室長。

○周辺整備室長（小林一秀君） 私からは、さわやかプラザ軽井沢の維持管理運営に関してお答えいたします。

初めに、令和2年度の自主事業の事業実態についてでございますが、整体、物販等及び教室事業の一部運営がございます。令和2年6月2日の制限付運営再開以降、感染リスクが大きいと思われる飲食及びヘアカットを除く事業につきまして、感染防止策を講じ再開してきたところであり、現在も同様に展開しているところでございます。

次に、臨時休館における従業員の人件費についてでございますが、正規従業員は100%の賃金補償を、アルバイト従業員は労働基準法に基づく平均賃金の60%を休業手当として補償しているところでございます。なお、令和2年度分の雇用調整助成金につきましては、翌年度に確定することから今回の決算では反映してございません。

以上でございます。

○議長（塚本竜太郎議員） 総務課長。

○総務課長（今井修一君） 私のほうからは、周辺整備費の人件費についてお答えいたします。

人員配置につきましては、令和2年度以降の組合事業を勘案し、クリーンセンターしらさぎにおいて施設延命化対策事業に伴う事務量増が見込まれたことから、周辺整備室を減員し、クリーンセンターしらさぎに配置いたしました。また、周辺整備室の人員減による影響は少なからずありましたが、効率的な事業運営に努め、事業が滞ることのないよう努めてまいりました。

以上でございます。

○議長（塚本竜太郎議員） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） クリーンセンターしらさぎの施設延命化対策事業の見通しについて

お答えをいたします。

施設延命化対策事業につきましては、計画どおり進んでおり、現状では事業費が増加することはないものと見込んでおります。

以上でございます。

○議長（塚本竜太郎議員） 第3問、日下議員。

○9番（日下みや子議員） さわやかプラザ軽井沢の自主事業について伺います。1点目、飲食及びヘアカットの営業が休止になっているのは、いつからいつまでか、休止期間をお示してください。利用者アンケートに飲食店の再開を求める声があります。再開の要件についてもお示してください。

2点目、指定管理者の収支報告書で、資料を皆さんのお手元に置かせてもらいました。次に、この表を御覧いただきたいと思うのですが、この収支報告書の収入の欄の上から2つ目のところに自主事業というのがあります。この自主事業の収入が763万9,393円となっています。昨年度と比べますと、数字は減なのですけれども、そこで伺いますが、指定管理者と自主事業者との間で収益の配分はどうなっているのでしょうか。

3点目、事業の休止について、利用者への通知は行われていると思うのですが、議会にも報告すべきではないでしょうか。

以上。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

周辺整備室長。

○周辺整備室長（小林一秀君） さわやかプラザ軽井沢の自主事業についてお答えいたします。お尋ねは3点ございました。

初めに、ご質問の1点目、飲食及びヘアカットの営業休止期間と再開の要件についてでございますが、感染リスクが大きいと思われる飲食及びヘアカットにつきましては、指定管理者との協議の上、令和2年3月2日から現在においても休止しているところでございます。なお、終期につきましては、コロナ禍の収束が見通せず、明確にできない状況でございます。再開の要件につきましては、コロナ禍の収束及び国等の自粛要請がなくなることが最低条件と考えており、このような状況になった場合、安全に運営できるかについて指定管理者と協議した上で再開したいと考えてございます。

次に、ご質問の2点目、自主事業者の事業に係る収益配分についてでございますが、指定管理者と事業者とは契約を締結しているとのことでございますが、市民の契約でございますので、組合では持ち合わせておらず、その内容についてお答えできる状況ではございません。

次に、ご質問の3点目、事業の休止に関する議会への報告についてでございますが、休止につきましては昨年8月の議員全員協議会においてご報告させていただいたところでございますが、今後大幅な制限緩和や飲食等の自主事業を再開する場合には、速やかにご報告させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚本竜太郎議員） 以上で日下議員の質疑を終結いたします。

次に、小田川議員について質疑を認めます。

小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） こんにちは。白井市の小田川です。通告に従いまして、議案第2号について質疑を行います。

まず1項目、新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響と当組合の事業運営について、令和2年度決算をどのように総括しますか伺います。

2項目、歳出になります。44、45ページから始まるさわやかプラザ軽井沢の維持管理運営に要する経費の中から、（1）、委託料の中にあります財務分析業務委託、こちらから財務分析の結果について伺います。

同じく委託料の中にある浴室天井改修工事の進捗状況について伺います。

3点目、こちらも歳出になりますが、46、47ページから始まる藤ヶ谷ふれあいセンターの維持管理運営に要する経費、こちらから藤ヶ谷ふれあいセンターの維持管理の目的とその成果について伺います。

以上です。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 小田川議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響と当組合の事業運営について、令和2年度決算をどのように総括するかについてお答えいたしたいと思っております。新型コロナウイルス感染拡大に伴う主な影響ですが、歳入ではさわやかプラザ軽井沢の運営では飲食コーナーを休止したこと等により行政財産使用料が減少いたしました。また、ごみ処理事業では、外出自粛や在宅勤務により家庭系ごみが増加した一方で、事業活動の停滞による事業系一般廃棄物の搬入量の減少により、ごみ手数料が減少となっております。歳出では、さわやかプラザ軽井沢の損失補償金の支出や浴場洗い場のパーティション、各施設において防護服や手指消毒液等の購入を行うなど、新たな支出もございました。このように令和2年度決算においては、不測の事態である新型コロナウイルスの影響を受けたものとなっているところでございます。

ご質問の2点目、さわやかプラザ軽井沢の維持管理運営に要する経費に係るご質問にお答えいたします。最初に、財務分析の結果でございますが、指定管理者の代表企業でありますシンコースポーツ株式会社及び構成団体である新中央施設管理株式会社の経営状態につきまして、客観的な立場から分析評価を行ったところでございます。この結果では、シンコースポーツ株式会社では、今後の業績には注意が必要とされつつも、自己資本比率及び流動比率において、安全性、健全性には問題ないと

評価されております。また、新中央施設管理株式会社では、自己資本比率がやや低いものの改善が見られており、流動比率が高く、短期的な安全性には問題ないと評価されております。

次に、浴室天井改修工事でございますが、浴室天井改修工事に伴う設計業務委託が計画どおり完了し、この結果に基づき今年度工事請負契約を締結し、年内に工事を完了する予定でございます。

ご質問の3点目、藤ヶ谷ふれあいセンターの維持管理の目的とその成果についてお答えいたします。藤ヶ谷ふれあいセンターは、廃棄物処理施設建設に係る地元住民との協定に基づき、多目的施設として地域住民相互の交流の場を確保し、住民福祉の増進と文化の向上を図ることを目的として設置された施設でございます。その維持管理を行っているところでございます。また、その成果につきましては、近隣住民の音楽サークルや会合等、設置目的に沿った利用がなされておまして、コロナ禍の影響はあったものの、延べ34団体、146人のご利用をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（塚本竜太郎議員） 第2問、小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） では、再質疑を行います。

まず、最初の新型コロナウイルスの感染拡大に関してなのですが、今回の決算においてこの特殊な新型コロナウイルスの感染拡大に対応した組合に関する報告等ございましたので、この場をかりて質問させていただきました。こちらは再質問はありません。

次に、さわやかプラザ軽井沢の維持管理に関してですが、財務分析の結果です。ちょっとやはりコロナの影響もあり、経営状態については芳しくないところがあるようですが、短期的な安全性には問題がないという評価をいただいたということで承知をいたしました。

次に、浴室天井の改修工事についてですが、こちらに関しては全協でも資料いただきましたし、最初冒頭に管理者のほうからも説明がありました。しかしながら、全協での説明においては、今後のスケジュール等、管理書もそうですね、いただいておりますが、改めて改修工事についての安全面の視点から再質問させていただきます。天井落下の危険性があることから、令和元年からこちらの改修工事に取り組み始めました。主な目的は安全対策でした。今回令和2年度においては、この設計業務、こちらの結果が出ました。この結果から具体的な対応、工事内容、あとは地震などに対する安全な強度等もしお示しがあれば、ご説明いただきたいと思います。

最後に、藤ヶ谷ふれあいセンターの維持管理について再質問を行います。収入としての利用料と、維持管理経費の経年変化を見たときに、今後の運営について検討の必要性を感じています。具体的に数字でお示ししますと、私がこちらの議会の議員になって最初の決算が平成26年度からでしたが、こちらの資料から抜粋してご紹介しますと、利用料収入、最高額は平成27年度の6万5,400円でした。当時は153団体、延べ人数1,411人という利用状況でした。それが今年度決算、令和2年度収入が7,400円、コロナの影響があり、3か月間休止をしていますけれども、前年度比83.33%減ということで、利用状況は34団体、146人ということでした。ちなみに、前年度、令和元年度の利用状況ですが、収入が4万

4,400円に対して、延べ人数は1,015人ということで、明らかにコロナの影響と見られる利用の収入も減ですし、実績も減少しています。こういったことも含めて、今後の運営について検討の必要性を感じたところなのですけれども、運営のほかには、やはり組合が管理しているということで、今後の施設に投入する費用も気になっています。以上の理由から、令和2年度において、このセンターに関する何らかの検討はありましたでしょうか伺います。

以上2点です。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

周辺整備室長。

○周辺整備室長（小林一秀君） ただいまのご質問につきましてお答えいたします。お尋ねは2点ございました。

初めに、ご質問の1点目、浴室天井改修工事についてでございますが、主な要因として浴室の天井内の湿気によるさびの進行により強度不足が見られたところでございます。このため、設計に当たりましては腐食に強い材料の採用及び浴室換気能力の見直しを行ったところでございます。

次に、ご質問の2点目、藤ヶ谷ふれあいセンターの維持管理についてでございますが、経常的経費では人件費単価の上昇などについては対応しているところでございます。また、令和2年度では施設について特に大きな修繕の必要がなかったことから、検討してはございませんでした。今後必要が生じた場合には、地域の皆様のご意見を伺いながら検討してまいります。

以上でございます。

○5番（小田川敦子議員） 質問はないです。

○議長（塚本竜太郎議員） 以上で小田川議員の質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

事前に通告のありました日下議員について討論を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） 議案第2号 令和2年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算について、認定できないという立場を明確にして討論を行います。

認定できない第1の理由は、指定管理者制度に反対する立場からです。当組合では、ごみ焼却施設の還元施設としてのさわやかプラザ軽井沢の管理運営を指定管理者に委ねています。小さな政府の実現、民間でできることは民間に、民間に委ねればコストが削減され、サービスがよくなると政府の掛け声の下、導入された指定管理者制度は、住民福祉の増進を最大の任務とする地方自治体にとって、本当にふさわしいものと言えるのでしょうか。コロナ禍の下で、その矛盾はますます深まってきているように思います。

指定管理者が自主事業として実施している飲食、ヘアカットは、コロナ感染が発覚した令和元年度末から1年半以上も営業が休止状態です。コロナ禍の下で全ての事業者が今深刻な打撃を被っている

中で、自主事業が長期にわたって休止になっていることをどう考えたらよいのでしょうか。事業者は廃業になったのでしょうか。あるいは、採算が取れない事業は撤退か、あるいは採算が取れない期間は休止ということなのか、これも市民のことで答えられないということになるのでしょうか。指定管理者は、組合の減収補てんで赤字は穴埋めされます。自主事業はどうなっているのでしょうか。市民の下では把握することが困難で、それ自体問題です。また、指定管理者の下で働く労働者の多くは、アルバイトなど非正規雇用の不安定労働者です。地方自治体がこのような不安定雇用を助長することでよいのでしょうか。地方自治体というのは、働く人たちの労働環境を守るという点でも模範になるべきではないのでしょうか。

認定できない第2の理由は、施設延命化対策事業について、私は令和2年度8月定例会において、改良工事請負契約の締結に反対をいたしました。長寿命化工事を否定するものではありません。当組合のごみの減量化への消極的な姿勢が、工事の規模に現れているという点を指摘して、現状の3炉を2炉に縮小することを求め反対をいたしました。入札も、当組合の設備改修を主に請け負ってきた企業1社のみで、競争性が働かない下での落札にも疑問が残ります。

認定できない第3の理由は、職員の給与の特例に関する条例の制定によって、組合職員の給与が引き下げられたことです。給与の引下げの根拠にしているラスパイレス指数は、国家公務員を100とした場合の給与水準を示すもので、極めて一面的な指標にすぎません。給与改定の理由にする法的な根拠もありません。特例措置が始まった平成25年度から令和元年度までの7年間の職員1人当たりの平均影響額は約31万5,600円と示されましたが、令和2年度分を加算すれば、さらに大きくなります。賃金水準の引下げは、公務公共サービスを担う多くの地方公務員の意欲をそぎ、人材の確保、育成を阻害するものになります。

認定できない第4の理由は、特別職人件費と議員報酬についてです。市長、市議会議員には、それぞれの市からそれぞれの職務に応じて給与と報酬が支給されています。それに加えてさらに当組合からの給与、報酬を支給する理由はありません。市民の理解は到底得られないと思います。

以上の理由により認定できません。

○議長（塚本竜太郎議員） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（塚本竜太郎議員） 起立多数でございます。

よって、議案第2号 令和2年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（塚本竜太郎議員） 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これもちまして、令和3年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会を閉会いたします。慎重審議大変ご苦労さまでした。

以上もちまして本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

午後 4時11分 閉 会